

【K-306号】 資格別中小事業主掛金届 記入要領

国民年金基金連合会 厚生労働省 iDeCo+

資格別中小事業主掛金届

1 登録事業所番号 00111111		2 登録事業所名称 フリガナ カ) ネンキンシヨクヒン (株) 年金食品												
3 資格	4 納付金額 (千円単位)													
	年	納付月	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
勤続期間 10年以上	令和 2 年 当年												10	10
	令和 3 年 翌年以降	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
勤続期間 5年以上 10年未満	令和 2 年 当年												8	8
	令和 3 年 翌年以降	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
勤続期間 5年未満	令和 2 年 当年												5	5
	令和 3 年 翌年以降	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

ご記入前に必ずお読みください。

- この書類は、中小事業主掛金の対象者となる資格を定め、一定の職種、勤続期間又は区分ごとに金額を階層化する際に届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、数字の場合は○印を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、事業所印で訂正印を押印してください。修正部分の周囲余白に訂正事項を記入してください。
- **この書類だけを提出することは出来ません。**
 - ・「中小事業主掛金納付開始・終了届 (K-301号)」又は「中小事業主掛金納付変更・削除届 (K-302号)」とあわせて提出してください。
 - ・「中小事業主掛金納付開始・終了届 (K-301号)」とあわせて提出する場合は開始年月の前月20日(初回引落月の前々月20日)までに必着でご提出ください。
 - ・「中小事業主掛金納付変更・削除届 (K-302号)」とあわせて提出する場合は変更年月日の前月20日(引落月の前々月20日)までに必着でご提出ください。

この届書、および添付書類は、以下の宛先までご提出ください。

〒135-0016
東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F
りらいあコミュニケーションズ株式会社内
国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者宛

TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6632-2724)

1 登録事業所番号

- ・国民年金基金連合会に事業所登録を申請した際に発行された登録事業所番号を記入してください。
- ・個人払込と事業主払込(口座振替)の2種類発行されている場合は、事業主払込(口座振替)の登録事業所番号を記入してください。

2 登録事業所名称

- ・国民年金基金連合会に届け出ている事業所名称を記入してください。

3 資格

- ・設定する中小事業主掛金の額ごとに、資格を分けて記入してください。

(例1) 資格を「総合職で勤続3年以上」と定め、勤続期間で 中小事業主掛金の額を階層化するケース
勤続期間10年以上 ⇒ 毎月10千円
勤続期間5年以上10年未満 ⇒ 毎月8千円
勤続期間5年未満 ⇒ 毎月5千円

(例2) 資格を「役職」で定め、中小事業主掛金の額を階層化するケース
部長職 ⇒ 毎月10千円
課長職 ⇒ 毎月8千円
一般社員 ⇒ 毎月5千円

4 納付金額

- ・中小事業主掛金を納付する金額を、月ごとに記入してください。
- ・中小事業主掛金の納付月に指定した月以外は0と記入してください。
- ・中小事業主掛金は、ひと月あたり1,000円単位で指定できます。(例: 3,000円を指定する場合、“3”と記入します。)
- ・中小事業主掛金の上限額は、23,000円から対象者ご本人による加入者掛金を差し引いた額になります。
- ・対象者に対して、最低でも年1回1,000円以上を指定してください。
- ・事業主掛金額のみご記入ください。

【当年】

- ・「中小事業主掛金納付開始・終了届 (K-301号)」の開始年月の翌月、または「中小事業主掛金納付変更・削除届 (K-302号)」の変更年月日の翌月が属する年(和暦)を記入してください。
- ・納付する金額を、「中小事業主掛金納付開始・終了届 (K-301号)」の開始年月の翌月、または「中小事業主掛金納付変更・削除届 (K-302号)」の変更年月日の翌月から記入してください。開始年月以前、または変更年月日以前に記入があっても、その分の中小事業主掛金は納付されません。
- ・開始年月が令和2年12月の場合、当年は令和3年となります。

【翌年以降】

- ・当年の翌年にあたる年(和暦)を記入してください。
- ・すべての月に記入してください。